

総行住第 53 号
平成 23 年 3 月 31 日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に係る住民基本台帳事務の取扱いに関する質疑応答集について（通知）

平成 23 年 3 月 11 日以降に東北地方太平洋沖で発生している大規模地震等（以下「東北地方太平洋沖地震等」という。）に係る住民基本台帳事務の取扱いについて、別添のとおり「東北地方太平洋沖地震等に係る住民基本台帳事務の取扱いに関する質疑応答集」としてとりまとめましたので、事務処理に当たっての参考としてください。

また、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(総務省連絡先)

総務省自治行政局住民制度課

羽田・丸茂

電話：03-5253-5517

FAX：03-5253-5520

Email：k.hada@soumu.go.jp

y.marumo@soumu.go.jp

(別添)

東北地方太平洋沖地震等に係る住民基本台帳事務の取扱いに関する質疑応答集

平成 23 年 3 月 31 日

総務省自治行政局住民制度課

(転入届関係)

問 1 転入地の市区町村の窓口において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域（以下「被災地域」という。）の市区町村の住民が、被災のために転出証明書を添付できずに転入届を提出してきたが、この転入届を受理してよいか。

答 被災地域の市区町村の住民であった者から、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほかに、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理して差し支えない。ただし、住民票コード及び戸籍の表示については、本人が記憶又は記録していない場合には、届け出ることができなくてもやむを得ないものとする。

この際、戸籍と照合し、若しくは本籍地の市区町村に戸籍の記載事項について照会する、又は住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の本人確認情報を適切に活用する方法により、届出に記載された事項を確認した上で住民票の記載を行うことが適当である。ただし、本籍地の市区町村も被災地域であり戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である場合又は転入地の市区町村においてコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）の使用ができない場合においては、いったん転入届を受理し、住民票の記載をしたときには、戸籍又は CS との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、確認を行うことが適当である。

なお、詳細な取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（平成 23 年 3 月 13 日付け総行住第 35 号通知）を参照されたい。

問 2 職権消除されていずれの市区町村にも住所を有していない者若しくは職権消除後 5 年経過してしまった者が転入する場合又は国外からの転入の場合でパスポート若しくは戸籍謄本及び戸籍の附票を添付して転入すべき者について、本籍地が被災地域であるために戸籍謄本及び戸籍の附票の情報について確認がとれない場合は、被災地域からの転入者と同様の取扱いとして差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

転入者の届出事項のうち、4 情報については住基ネットを活用し、確認を行うこと

が可能である。戸籍の表示等については、本籍地市区町村に確認する必要があることから、本籍地の市区町村が被災し、戸籍簿を滅失等している場合には、戸籍が再製された時点で確認することが適当である。

問3 被災地域の市区町村の住民が、被災のために転出証明書を添付できずに転入届を提出してきた場合において、住基ネットで当該住民の本人確認情報を検索しても該当者がおらず、また、本籍地が被災地域であるため、本籍地の市区町村に戸籍の記載事項について照会することもできない場合において、転入届を受理してもよいか。

答 転入届を行う者が本人であると市区町村長が認めるに足る特段の事由がない場合には、転入届を受理しないことが適当である。

問4 届出受理時における「実質的審査」において、被災地域の市区町村から転出し、届出の任に当たっている者が本人確認書類を提示できない場合、住基ネットで本人確認情報を検索し、口頭で事実関係を確認するなどにより、市区町村長が本人であると認めるに足る心証形成がされた場合には、届出を受理して差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

問5 転入地の市区町村の窓口において、被災地域の市区町村の住民が任意代理人を介して転入届を提出してきたが、請求人からの委任状を有しているものの、任意代理人本人の本人確認書類を有していない場合、住基ネットで任意代理人の本人確認情報を検索し、口頭で事実関係を確認するなどにより、市区町村長が任意代理人が本人であると認めるに足る心証形成がされた場合には、届出を受理して差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

問6 被災地域から転入してきた住民であれば、一律に、転出証明書を提出しなくても転入届を受理することとしてよいか。

答 被災地域から転入した住民に、転出証明書を提出できない理由を説明させ、速やかに転出証明書を提出することが難しいと認められる場合であれば、「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（平成23年3月13日付け総行住第35号通知）に基づき、転入届を受理することとして差し支えない。

問7 被災地域の市区町村の住民が転出証明書を添付できずに転入届を提出してきた場合、本籍地の市区町村が被災している等の理由により、戸籍に基づき、続柄又は本籍地の確認ができないときには、続柄又は本籍地欄には転入者の申出による続柄又は本籍地を記載してよいか。

答 同居人など職権で記載することとなる続柄を除き、空欄とすべき。ただし、本人からの申出内容については、本籍地の市区町村が災害から復旧し、対応が可能となった段階で住所地の市区町村から問い合わせを行い得るよう、住民票の備考欄に記載することが適当である。

問8 被災地域から転入した者がその後転出をする場合において、本籍地の市区町村への確認ができていないときには、その旨を転出先の市区町村に引き継ぐことが必要か。

答 転出証明書に本籍地の市区町村への確認ができていない旨を記載することにより、転入地の市区町村にその旨を連絡することが適当である。

問9 被災により、住民基本台帳法第9条第1項及び第2項に基づく通知を前住所地の市区町村及び住所地の市区町村が受領できないことが判明したときは、通知を留保してよいか。

答 お見込みのとおり。

ただし、前住所地の市区町村及び住所地の市区町村が災害から復旧し、通知を受領できる状況となったことを確認した際には、速やかに通知すること。

問10 被災により、住民基本台帳法第19条第1項、第2項及び第3項に基づく通知を本籍地の市区町村や住所地の市区町村が受領できないことが判明したときは、通知を留保してよいか。

答 お見込みのとおり。

ただし、本籍地の市区町村又は住所地の市区町村が災害から復旧し、通知を受領できる状況となったことを確認した際には、速やかに通知すること。

(住民票関係)

問11 被災地域の市区町村の住民が、CSの使用ができない状況にある市区町村に転入してきた場合における住民票の作成に当たっては、転入地の市区町村においてCSで当該住民に係る住民票コードの検索ができないことから、新たに住民票コードを付番した上で住民票を作成してよいか。

答 当該住民（出生等により転入時において住民票コードが付番されていない住民を

除く。)に係る住民票については、住民記録システムに記録をせず、別途、書面又は電子計算機等で住民票を作成・管理することとし、住民票コードが新たに住民記録システムから付番されることがないようにすること。この場合においては、作成した住民票には、住民票コードを付番しないものとし、別途、管理用の番号を付番すること等により、適切に管理・保存すること。

なお、CSの使用が可能となった際においては、当該住民に係る住民票コードを速やかに検索し、当該住民に係る住民票の情報を住民記録システムに登録すること。

問 12 被災により、本人確認書類を持参できない住民が住民票の写し等の交付を請求してきた場合、どのように取り扱えばよいか。

答 本人の住民票記載事項や家族構成等本人しか知り得ない事実を口頭で確認することや、職員との面識を利用することにより、市区町村長が本人であると認めるに足る心証形成がなされた場合には、住民票の写し等の交付を行って差し支えない。

なお、詳細な取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震等に伴う住民票の写し等の交付に係る本人確認について（通知）」（平成 23 年 3 月 22 日付け総行住第 48 号通知）を参照されたい。

問 13 被災により避難している住民が、住民票の写しの郵送請求を行った場合において、避難先の居所（避難所等）へ送付することとしてよいか。

答 電話により口頭で質問を行うなどにより、市区町村長が本人であると認めるに足る心証形成がなされた場合であれば、差し支えない。この場合には、避難所等の管理者に事前に連絡すること等により、住民票の写しが本人へ確実に到達することが見込まれるか等を確認されたい。

なお、避難先の居所が送付場所として適当でない場合には、避難先の居所を明示し、事前に居所の市区町村に協力を求めた上で、居所の市区町村窓口あてに送付することとしても差し支えない。

問 14 被災により他の市区町村に一時滞在している者が、他の市区町村に住民票の写しの広域交付を求めてきた際、住所地の市区町村の CS 及び住民記録システムが正常に稼働している場合は、住民基本台帳カードなどの顔写真付きの本人確認書類がなくとも、聞き取り等により、交付してもよいか。

答 住民票の写しの広域交付は、本来、住所地の市区町村が行うべき交付事務を電気通信回線を通じて他の市区町村が実施するものであり、本人確認は、より厳格に実施する必要があることから、交付すべきではない。

問 15 被災により住民基本台帳が消失し、住民基本台帳の再製ができていない段階において、住基ネットの本人確認情報に基づき、法令に基づかない自治事務として、住民票の写しに準ずる住民の住所等を証明する書類を発行することは可能か。

答 お見込みのとおり。

問 16 本籍地の市区町村が被災しているため本籍地の市区町村に親子関係等必要な確認をすることができず、出生届を受理できないときには、子の住民票を作成することはできないのか。

答 出生証明書及び住基ネット上の母の本人確認情報を確認することにより、出生の事実及び子が日本国籍を有することが明らかな場合には、被災地である本籍地で業務の遂行が可能な状況になれば、出生届が受理され、戸籍の記載が行われる蓋然性が高いと認められるため、市区町村長の判断により、住民基本台帳法第 8 条に基づき、職権で住民票の記載を行うことができるものと解する。

この場合は、住民票の備考欄に出生届が受理されていない旨を記載し、後日、出生届が受理された場合には、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、職権で必要事項の記載等を行い、備考欄の記載を併せて削除することとされたい。

問 17 住所地の市区町村以外の市区町村に出生届が提出されたが、本籍地の市区町村が被災しているため本籍地の市区町村に親子関係等必要な確認をすることができず、出生届を受理できないときには、住所地の市区町村に住民基本台帳法第 9 条第 2 項の通知をしなくともよいか。

答 住民基本台帳法第 9 条第 2 項の通知は、出生届を受理できた場合にのみ行うこととされているが、出生届が受理できない場合においても、出生証明書等の書類の写しを住所地の市区町村に転送し、本籍地の市区町村が被災しており必要な確認ができないために出生届の受理に至っていない旨を連絡することが適当である。

（住基ネット関係）

問 18 市区町村長は、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている本人確認情報を確認することができるか。また、都道府県知事も指定情報処理機関が保存する本人確認情報を都道府県知事が住民基本台帳法別表第 5 に掲げる事務を行うとき又は条例で定める事務を行うときには、確認してよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、この場合において、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている本人確認情報を市区町村長が確認することについては、法第 30 条の 7 第 4 項又は第 30

条の 10 第 1 項の規定に基づく本人確認情報の提供の求めには該当しないと解される。

なお、詳細な取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等の取扱いについて（通知）」（平成 23 年 3 月 17 日付け総行住第 42 号通知）を参照されたい。

問 19 被災地域の市区町村の CS が被災により使用できない場合には、当該市区町村の CS が使用できるようになるまでの間、被災地域の市区町村以外の市区町村の長の同意を得て、他の市区町村の CS を利用して、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている被災地域の市区町村の住民に関する本人確認情報を確認することは可能か。

答 お見込みのとおり。

なお、この場合において、他の市区町村の長は予備の操作者識別カードを被災市区町村の職員に貸与すること等により、CS 端末の操作者が被災市区町村の職員であることを明確にすることが適当である。

また、CS が使用できる市区町村の職員を CS が使用できない被災地域の市区町村の職員に併任することで、当該職員が被災地域の市区町村の住民に関する本人確認情報を確認することも可能である。この場合においては、予備の操作者識別カードを用いて、CS 端末の操作者が被災地域の市区町村の職員として操作していることを明確にすることが適当である。

なお、詳細な取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等の取扱いについて（通知）」を参照されたい。